

証券税制 Q & A

教えて!

小谷野先生



確定申告編

Q 私は給与所得以外にも株式投資による所得があり、毎年確定申告を行っています。平成22年度確定申告において、申告書提出後に申告税額が過大であると判明しました。その場合の手続きを教えてください。

A 確定申告後に納付する税額が多かった場合は、確定申告書の提出が必要ありません。したがって、質問者の申告税額が過大である場合、法定申告期限から1年以内に更正の請求手続きを行う必要があるものと考えられます。

Q 私はFX取引をしており、平成22年は通算で約100万円の利益が出ましたが、確定申告のことはすっかり忘れており、まだ申告していません。すでに申告期限が過ぎてしまいましたが、このような場合には何かペナルティがあるのでしょうか。

A 私はFX取引をしており、平成22年は通算で約100万円の利益が出ましたが、確定申告のことはすっかり忘れており、まだ申告していません。すでに申告期限が過ぎてしまいましたが、このような場合には何かペナルティがあるのでしょうか。

Q そのため、配当金を繰り上げて当該規定に従った申告が行われなかった等の結果として納付税額が規定に従った場合より過大となったとしても、事後的に過大であることを理由として更正の請求をすることはできません。

なお、平成23年度税制改正により、平成23年4月1日以後に法定申告期限等が到来するものより、更正の請求が出来る期間が現行の1年から5年に延長となる予定です。

ホームページアドレス http://www.koyano-cpa.gr.jp/

確定申告後に納付する税額が多かった場合は、確定申告書の提出が必要ありません。したがって、質問者の申告税額が過大である場合、法定申告期限から1年以内に更正の請求手続きを行う必要があるものと考えられます。

確定申告書の提出ができなかった場合、確定申告を申請し、更正の請求を行うことができます。ただし、申告期限から1年以内の間に申告する必要があります。

確定申告書の提出ができなかった場合、確定申告を申請し、更正の請求を行うことができます。ただし、申告期限から1年以内の間に申告する必要があります。

月中平均掲載日一覧

Table with columns for Tokyo/Mazars, Osaka/Kyushu, Tokyo Foreign, and JASDAQ, listing average publication dates from 2008 to 2011.

*は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。

確定申告書の提出を速やかにすることを勧めます。なお、無申告加算税はその金額が5000円未満、延滞税は1000円未満の場合には全額切捨てとなります。